

企業会計基準委員会 (ASBJ) 御中

企業会計基準公開草案第 60 号 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正 (案)」等
に対するコメント

2017 年 8 月 7 日
経団連経済基盤本部

(質問 1) (会計処理に関する質問)

- ・ 提案に同意する。

(質問 2) (表示に関する質問)

- ・ 提案に同意する。
- ・ なお、表示を変更する根拠に関して、「国際的な会計基準に整合させ、財務諸表の比較可能性が向上することが期待されること」(「税効果会計に係る会計基準」改正案第 16 項) と説明されているが、会計理論面での説明を丁寧に書いていただきたい。

(質問 3-1) (注記事項を追加する提案に関する質問)

- ・ 提案されている「税務上の繰越欠損金 (税率を乗じた額)、評価性引当額、及びその繰延税金資産の繰越期限別の明細」の開示については、提案に同意しない。(公開草案「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正 (案)」等の公表」別紙 4-1 (*2))
- ・ かかる開示を IFRS は求めておらず、「財政状態計算書に繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額 (及びもしあれば失効日)」の開示を求めているにとどまる (IAS 第 12 号「法人所得税」第 81 項 (e))。そこで、例えば、「税効果会計に係る会計基準」注解 9 を「繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、繰越欠損金の失効年度 (もしあれば) を記載する。」とすることが考えられる。
- ・ 少なくとも、繰越欠損金に係る繰延税金資産等の繰越期限別の開示に関しては、「税負担率の予測」にどれだけ有用であるか、疑問である。

(質問 3-2) (個別財務諸表における注記事項に関する質問)

- ・ 提案に同意しない。

- ・ 個別財務諸表を開示すること自体が国際標準ではない状況であり、かつ、企業は日を追うごとに連結グループ経営を推進・発展させており、個別財務諸表の数字が経営判断における指標として意味を持たなくなっている状況が多くなっている。また、2014年3月26日付で改正された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」により、我が国において個別財務諸表等の簡素化が図られてきているところである。
- ・ かかる状況に鑑み、個別財務諸表の注記については現状どおりとすべきである。
- ・ さらに進んで、連結財務諸表を作成している会社においては、個別財務諸表における注記を不要とすべきであると考えている。

(質問4-1) (適用時期に関する質問)

- ・ 提案に同意する。

(質問4-2) (適用初年度の経過的な取扱いに関する質問)

- ・ 提案に同意する。

(質問5) (その他)

- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第58号/第39項・第140項・設例8については、企業集団内の完全支配関係にある国内連結子会社間における子会社株式又は関連会社株式の売買について、連結財務諸表上、当該取引及び売買損益は消去され、また、税務上も売買損益に係る課税は繰延べられ、税金の実支払は生じないにもかかわらず、連結財務諸表上、繰延税金負債を計上し、税金費用が発生するという取扱いになっている。かかる取扱いは、企業集団の経済実態に鑑みて違和感がある。今回の税効果適用指針案において見直しが検討された形跡が見当たらない。どのような扱いになっているのか明らかにしていただきたい。また、見直しを行わないということであれば、その考え方を税効果適用指針の結論の背景において明示していただきたい。

以上